

令和 3 年
第 4 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和3年第4回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年4月27日（火）午後3時

会場 302会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 都市農地貸借円滑化法の規定による変更事業計画の審査・決定について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第4回立川市農業委員会総会

令和3年4月27日（火）

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番		11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

係長 原島 邦雄 君

主任 南山 和秀 君

午後 2 時 5 9 分 開会

議長 定刻よりちょっと早いんですけれども、お 1 人、ちょっと遅れるということなんですけれども、先に始めさせていただきたいと思います。

本日は、御出席いただきましてありがとうございます。

昨年 の 1 2 月 の 総 会 が 最 後 で し た か ね 。 皆 さ ん で こ の よ う に 全 員 で 総 会 に 出 席 し て い た だ い た の が 。 そ れ 以 来 と い う こ と で 、 今 回 、 緊 急 事 態 宣 言 が 出 て い る 関 係 で は ご ざ い ま す が 、 今 年 度 初 め て な の で 、 全 員 で 総 会 を 開 催 と さ せ て い た だ き ま し た 。 し か し な が ら 、 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 感 染 の 拡 大 が 続 い て お り ま す の で 、 今 後 の 状 況 に よ っ て は 、 ま た 御 出 席 い た だ く 委 員 を 絞 っ て 開 催 と い う こ と も あ り ま す の で 、 御 承 知 お き い た だ き た い と 思 い ま す 。

それでは、ただいまより令和 3 年第 4 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座らせていただきたいと思います。

議長 初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は 7 番の鳴島委員、9 番の岡部委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 4 件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、初めに報告事項（1）事務報告を行います。

お手元の資料で A 4 縦長の事務報告をお手元で御用意ください。

まず、4 月 9 日（金）でございます。東京都農業会議農業委員会職員基礎研修会が開催をされまして、事務局が出席をしております。

4 月 2 0 日（火）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が清瀬市役所で開催をされ、会長、事務局で出席いたしました。

4月23日（金）、東京都農業会議都市農地制度基礎研修会が開催をされ、事務局が出席をしております。

委員会といたしましては、4月15日（木）に本総会に向きました現地調査を行い、本日、27日（火）、農業委員会総会、終了後には全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。連休が明けまして、5月14日（金）、会長職務代理者研修会の開催が予定をされております。

5月18日（火）、東京都農業会議監査会が予定をされております。

委員会といたしましては、5月14日（金）、5月の総会に向けた現地調査を行い、25日（火）午後3時より第5回総会、終了後に全員協議会の開催を予定しております。

報告事項の1の事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。横長ホッチキス留めの報告事項（2）農地法第5条第1項第7号の規定による届出、4件につきまして御報告をいたします。

なお、本件、4件ございますけれども、全て一体の開発行為に係る届出でございますので、一括して御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は西砂町6丁目の全部で5筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は2,705㎡。転用の目的は住宅用地で、分譲住宅18棟が計画をされております。

周辺略図を併せて御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないようでしたら、報告事項について

はこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による変更事業計画の審査・決定について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による変更事業計画の審査・決定につきまして御説明いたします。

現地調査を4月15日、借受人立会いの下、会長、高杉委員、小峰委員、横幕委員、事務局で行いましたので、御説明いたします。

本案件につきましては、昨年11月の総会において御審議いただき、決定されました事業計画の一部を変更するものでございます。

変更内容といたしましては、貸借地へのハウス建築計画を進めた結果、ハウス規模に対し、現状では十分な農地面積が確保できないことから、貸借面積を増やしたいとのございます。

調査時点では貸借地と北側の農地との境界が不明確でしたが、後日、地元の高杉委員に御確認いただきまして、確認いただいた箇所へ境界ぐいを入れていただいております。

なお、事業計画の要件事項につきましては変更はありませんが、今回の変更内容が軽微な変更には当たらないことから、改めまして審査いただくものでございます。

議案第1号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を高杉委員、小峰委員、横幕委員、鈴木より報告をお願いしたいと思います。

それでは、初めに、高杉委員、お願いします。

12番 当日見に行って、面積が倍以上になっておられるので、借りる範囲のところできいを打つように指導しました。境界の石がないものですから、お隣の宅地の北側の石からどのぐらい、

何mまでというところで長さも測って確認しております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、小峰委員、お願いします。

4 番 先ほど高杉委員のほうからのお話があったとおりのことなので、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 同じで、特に問題ないと思いますが、一般的に狭い土地、住んでいるうちしか土地の面積が頭がないものですから、畑の面積というのが書類上、こんなにも違ってくることがあるのかというのが、非常に最初のうちはよく分からなかったんですけども、結果として高杉委員さんに御確認いただいたので、いいかと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから。ただいま地元の高杉委員から細かいお話をいただきまして、説明をいただきましたとおりでございます。

前回のときに、たしかくいが、やはり打っていなかったもので、それで高杉委員のほうで、しっかり測っていただいて、くいも打って、しっかり場所のほうも確認をさせていただきましたので、そのほかは問題はないかと思います。

ということで以上になります。

それでは、ただいま説明がありました件について何か質問、確認事項があったらお願いしたいと思います。

井上委員、お願いします。

1 5 番 「当初の計画のハウスより拡大したハウスを立てる為」と書いてあるんですけども。変更の理由。

議長 では、すみません。事務局、お願いします。

係長 貸借面積を上回る面積のハウスの計画を進めてしまったというところがございますので、計画として認定された面積では、計画しているハウスを建てるに十分な面積がないということで

ございますので、今回は計画を変更するというところでございます。

15番 そういう意味ですね。はい。分かりました。

議長 井上委員、よろしいでしょうか。

15番 分かりました。

議長 ありがとうございます。

そのほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移りたいと思います。

議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による変更事業計画の審査・決定について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、10件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明いたします。

現地調査を4月15日、申請者、申請者代理人立会いの下、会長、高杉委員、岡部委員、嶋田貞芳委員、内野委員、田中委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1と2、こちらは同一世帯で、農地も連続しておりますので、併せて御報告させていただきます。特例農地は、2号の1は若葉町3丁目の2筆、2号の2は若葉町3丁目の1筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、若葉町団地の南、五日市

街道沿いの自宅裏に位置する農地で、今後の作付に向け耕うんされておりました。境界が不明確な箇所がございましたので、明確にさせていただくよう依頼いたしました。また、一部に枯れ枝などが置かれたままとなっておりますので、片づけていただくよう、こちらも依頼してございます。

略図2を御覧ください。略図2は、議案第2号の1の農地の間に位置する農地で、今後の作付に向けた耕うんとともに、ネギやジャガイモなどが植え付けられておりました。どちらも肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の3、特例農地は若葉町3丁目の2筆となります。

略図3を御覧ください。略図3は、議案第2号の1、2の農地のやや西側に位置する農地で、北側の農地には栗の木、ジャガイモが植え付けられておりました。栗の木が全体的に伸びぎみとなっておりますので、剪定されるよう依頼いたしました。南側の農地は今後のサトイモの作付に向け、きれいに耕うんされておりました。

続いて、議案第2号の4、特例農地は若葉町3丁目の1筆となります。略図4を御覧ください。略図4は、議案第2号の3の農地の西側、若葉東通りを挟んで位置する農地で、敷地の西側には複数のハウスが設けられ、トマトなどを栽培され、東側では露地栽培がされておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の5、特例農地は栄町2丁目の1筆となります。

略図5を御覧ください。略図5は、南砂小学校の北側、栄緑地を挟んで位置する農地で、ツツジやモミジなどが植え付けられておりました。剪定や清掃等、大変きれいに管理されており、肥培管理は大変良好でした。

続いて、議案第2号の6、特例農地は栄町3丁目の1筆となります。

略図6を御覧ください。略図6は、立川通りから少し入った自宅の南側に位置する農地で、ハウスにはイチジクが植え付け

られ、露地では今後の作付に向け、耕うんとともにニンジン、ダイコン、エダマメなどが植え付けられておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の7、特例農地は西砂町4丁目の1筆となります。

略図7を御覧ください。略図7は林泉寺の西側に位置する自宅の裏から長く伸びる農地で、非常に多種多様な植木が植え付けられておりました。植木を動物などの形に刈り込んだトピアリーも数多く、整然と管理、生産されているなど、広大な農地ですが、肥培管理は大変良好でした。

続いて、議案第2号の8、特例農地は西砂町5丁目の1筆、6丁目の1筆となります。

略図8-1を御覧ください。略図8-1は立川第七中学校の北東に位置する農地で、今後の作付に向け耕うんされておりました。境界が不明確な箇所がございましたので、明確にさせていただくよう依頼してございます。

略図8-2を御覧ください。略図8-2は松中通りの西側、自宅裏に伸びる農地で、一部にジャガイモ、麦が植え付けられておりました。その他の部分はキュウリやスイカなどの夏野菜を植え付ける予定とのことで、耕うん、整地されておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の9、特例農地は砂川町2丁目の3筆となります。

略図9を御覧ください。略図9は都営上砂町一丁目アパートの東端、昭和記念公園砂川口近くに位置する農地で、北側はハナミズキ等の植木が植え付けられ、南側は夏野菜を植え付ける予定とのことで、耕うん、整地されておりました。境界も全て確認でき、肥培管理も良好でした。

続いて、議案第2号の10、特例農地は柏町4丁目の1筆、砂川町5丁目の3筆となります。

略図10-1を御覧ください。略図10-1は、すずかけ通りと平成新道が交わった地点からやや西側に位置する農地で、

レモンが植え付けられておりました。

略図10-2を御覧ください。略図10-2は略図10-1の北東、玉川上水に架かる千手橋の南側に位置する農地で、2棟のハウスでアスパラガスが生産されておりました。どちらの農地も肥培管理は良好でした。

議案第2号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を、1から4番を横幕委員と鈴木です。5、6番を横幕委員、高杉委員、7番を岡部委員、横幕委員、8番を嶋田貞芳委員、横幕委員、9番を内野委員、横幕委員、10番を田中委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず1番、横幕委員、お願いいたします。

1 1 番 1番ですね。1番は確認をいたしまして、特に問題はなかったと思います。

2番もですか。

議長 すみません、1番と2番も併せて。同世帯なので。

1 1 番 1、2、特に問題はなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

1番と2番は同世帯なので、続けて報告させていただきたいと思います。

1番の方の境のくいが一部、見当たらなかったということで、後日私のほうで確認をさせていただきました。それと、あと、1番のこの方のところに、木の枝とか、少しハウスの周りが散らかっていたので、そちらのほうも片づけてもらいたいということで話をしておきました。

次の2番も、一部のところに、やはり枯れ枝とかがあったので、こちらについてもきれいにするように指導させていただきました。

そのほかについては問題はございませんでした。

以上でございます。

続きまして、3番ですね。横幕委員、お願いいたします。

1 1 番 大変きれいに管理されていまして。お孫さんも手伝ってくれるということですし、ボランティアさんやJAの支援を受けながら何とか農地を守っていきたいというお話をされていまして。きれいに管理されていたと思います。

議長 ありがとうございます。

こちらは3番ですね。今報告があったとおり、きれいに、この方も本当に熱心にやられている方でして、この方は住まいは国分寺の方でして、主に給食とか、あと、JAの直売所のほうに出荷しているということでございます。境界についても問題はなかったと思います。

以上でございます。

続きまして、4番ですね。横幕委員、お願いします。

1 1 番 こちらの方も特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。

4番の方は、非常に大きいビニールハウスがありまして、溶液栽培をやられて、行ってみたら、トマトも昨年からずっと出荷していて、非常に熱心にやられている方でございます。あと、空いている畑は牧草などがまいてありましたので、全般的にきれいに管理され、境界のほうも確認させていただきましたので、何の問題もございません。

4番については以上でございます。

続きまして、5番、6番を続けてやりましょうか。5番、6番、高杉委員、よろしくお願いいたします。

1 2 番 5番、6番なんですけれども、肥培管理がとてもよくて、特に問題ありませんでした。

議長 6番もですか。

1 2 番 はい。6番も同じくです。

議長 横幕委員、お願いします。

1 1 番 5番、6番、どちらも本当にきれいに管理されていまして。5番の方は栄緑道のそばにありますので、毎日それを見ながら歩いている、散歩している方が多いところですので、とてもき

ちゃんと管理されていたと思います。

それから、6番の方は、もうお子さんがしっかり自立して、主に畑をやってくださっているということで、とてもきれいな畑を見せてもらいました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7番を岡部委員、お願いします。

9番 この方は様々な植木を生産しておりまして、また、日頃より、みどりの美術館ということで、一般の方に見ていいような形で積極的にPRをしておりまして、本当に何も問題はなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 みどりの美術館は数年前に消費者団体の畑見学で見せていただいたことがあります。大変広い畑なんですけれども、きちんと管理されていまして。

議長 以上ですか。ありがとうございます。

続きまして、8番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 最初に8-1のほうなんですけれども、西砂町5丁目のほうなんですけれども、北側の道路に面するところの境界石が一部、当日確認できなかつたんですけれども、後日、確認することができましたので、問題ないと思います。

それと、8-2のほうなんですけれども、こちらは境界のほうも全て確認できましたし、今後に向けての耕うんもなされているので、肥培管理も良好だと思います。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 特にないです。ありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、9番を内野委員、お願いします。

8番 この方なんですけれども、農作業自体は申請人の息子さんがやられているんですけれども、まだほかに勤めていられて、作業は日曜日とか、休みの日にしかできないそうです。こ

れから夏野菜を植えて、今のところ自家消費なんですけれども、今年よく野菜ができたなら庭先販売をしたいとおっしゃっていました。肥培管理も良好で、特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 同じく、特に問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、10番を田中委員、お願いいたします。

10番 この方は農業にとっても熱心な方で、朝早くから農業に従事しておりまして、特に問題はないかと思えます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

11番 レモンといい、アスパラガスといい、本当にいろいろ挑戦して、新しいことに挑戦される方だなというふうに思いました。とても熱心な農家の人だと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、2件議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告をいたします。

議案第3号の1、土地の表示は一番町4丁目の1筆となりま

す。面積は471㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続いて、議案第3号の2、土地の表示は上砂町5丁目の1筆となります。面積は1,101㎡。申出事由は故障でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

調査を担当された委員から補足説明をお願いします。補足説明を1番、島田加美委員、2番、鳴島委員の順にお願いいたします。

それでは、1番を島田委員、お願いいたします。

16番 この方のところは、よくやられており、肥培管理もよく、主たる従事者の証明に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番を鳴島委員、お願いいたします。

7番 2番についてなんですけれども、この方は毎日のように仕事をしていまして、特に奥さんもよく働いていたんですが、故障によって目が見えなくなり、車の運転等ができず、畑に行くことができなくなってしまったという現状がありまして、息子さんが植木屋という形でほかのところで働いているんですが、できるだけ手伝うようにしてやっていくということで、今回このような形になりました。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。

田中委員、お願いします。

10番 この買取りの関係で、故障というのがめったに出ないかと思うんですけれども、今聞きましたら、目が見えないということで、医師の診断書等の関係とか、そういうものは提出されて

いるんですか。

議長 では、事務局、お願いします。

係長 実際に最終的に認定するという形になりますのは、都市計画課のほうに御申請いただいてというところになってまいりますけれども、その際に障害者手帳などを受けられているとか、もしくは、そうでない場合などは医師の診断書を添えていただくという形になってございますので、そのどちらかを添えていただいた上で申請をされていらっしゃるという形になります。以上です。

議長 田中委員、よろしいでしょうか。

そのほか何か御質問がありますでしょうか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他について何かございますでしょうか。

次長 事務局からは特段ございません。

議長 分かりました。

それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は5月25日火曜日、午後3時から302会議室でございます。御承知おきください。

なお、5月からはクールビズということですよ、たしか。

局長 はい。

議長 そうですね。

局長 はい。1日からです。

議長 1日からです。なので、次回からはノーネクタイで結構でございます。ということで、よろしく申し上げます。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございます。

午後 3 時 3 5 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員